

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建築工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成29年 4月25日

分任支出負担行為担当官
新潟港湾・空港整備事務所長 奥谷 丈

1. 業務概要

(1) 業務名 新潟港海岸(西海岸地区)海岸保全施設機能検討業務

(2) 業務内容

本業務は、新潟港海岸(西海岸地区)事業において、今後の整備計画を立案するため、侵食対策(面的防護工法)に関する海岸保全施設の技術的課題への対策の効果について検討するものである。

本業務の検討結果について議論する委員会を設置し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関するとりまとめを行うものである。

(3) 履行期限 平成30年3月26日

(4) 本業務は提出書類、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 参加資格

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書を提出しようとする者は、以下に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②北陸地方整備局(港湾空港関係)における平成29・30年度「建設コンサルタント等」に係る一般競争(指名競争)参加資格のA等級の決定を受けている者であること。

なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時までに、当該資格の決定を受けていなければならない。

③北陸地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更正会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)親会社と子会社の関係にある場合

(イ)親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の同種又は類似の業務実績、業務成績、業務表彰

(2) 配置予定管理技術者の資格、経歴、同種又は類似の業務実績、業務成績、技術者表彰

(3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の資格、経歴、同種又は類似の業務実績、業務成績、技術者表彰

(2) 業務内容の理解度、実施手順の妥当性等

(3) 特定テーマの的確性、実現性等

5. 手続等

(1) 担当部局

〒951-8011 新潟県新潟市中央区入船町4-3778

北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所 品質管理課 港湾施設監査官

電話 025-222-6111 ファクシミリ 025-222-6141

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、「港湾空港関連入札・契約情報(PAS)」からダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

交付期間：平成29年4月25日（火）から平成29年5月31日（水）まで

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：平成29年5月9日（火）16時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記（1）と同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）に限る。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：平成29年6月1日（木）12時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記（1）と同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）に限る。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金　免除。
- (3) 契約書作成の要否　要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口　5. (1) に同じ。
- (6) 2.に掲げる参加資格の決定を受けていない者も、5.の(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時までに、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (7) 技術提案書に関するヒアリングを行う。
- (8) 詳細は説明書による。